

○環境省告示第八十二号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年 通商産業省令第二号）第一条の七第三項の規定に基づき、りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年十月  
環境省告示第三百三十六号）の一部を次のように改正する。  
平成二十八年九月五日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定全体を改正後欄に掲げるものように改める。

○りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年十月環境省告示第三百三十六号）（抄）

改正後

改正前

別表第一 一～三（略）		別表第一 一～三（略）	
整理 番号	業種その他 の区分	りん含有量 （単位：ミリグラム）	
		(1)	(2)
二 畜産農業	八	八	八
	三六	三六	三六
	八	八	八
	九	九	九
備考		備考	
（略）		（略）	
四 非金属鉱業	一	一	一
	一・五	一・五	一・五
	一	一	一
	一・五	一・五	一・五
備考		備考	
（略）		（略）	
七 畜産食料品製造業 （前二項に掲げる ものを除く）	五・五	五・五	五・五
	九	九	九
	一	一	一
	四	四	四
備考		備考	
（略）		（略）	
一〇 魚肉ハム・ソー セージ製造業	三	三	三
	四	六	一・五
	一・五	一・五	一・五
	二・五	三	三
備考		備考	

(略)	二五	二四	(略)	三三	三二	(略)	一九	(略)	一六	一五	(略)	二
	パン製造業	小麦粉製造業		砂糖精製業	食酢製造業		うま味調味料製造業		野菜漬物製造業	野菜缶詰・果実缶詰・農産物保存食料品製造業		水産練製品製造業 (前項に掲げるものを除く)
	二	三		一・五	三		一・五		二・五	三		三
	四・五	四		三・五	四		七		六	六		四・五
	一	一・五		一	一・五		一		一	一		一
	二・五	二・五		二	二・五		一・五		三	三		三・五
大阪湾及びこの流入水を排出するものは、六とす。		大阪湾及びこの流入水を排出するものは、七・五とす。		大阪湾及びこの流入水を排出するものは、四・五とす。		大阪湾及びこの流入水を排出するものは、八とす。		大阪湾及びこの流入水を排出するものは、五とす。		大阪湾及びこの流入水を排出するものは、七・五とす。		

(略)	二五	二四	(略)	三三	三二	(略)	一九	(略)	一六	一五	(略)	二
	パン製造業	小麦粉製造業		砂糖精製業	食酢製造業		うま味調味料製造業		野菜漬物製造業	野菜缶詰・果実缶詰・農産物保存食料品製造業		水産練製品製造業 (前項に掲げるものを除く)
	二	三		一・五	三		一・五		二・五	三		三
	六	七・五		四・五	四・五		八		六・五	七・五		七・五
	一	一・五		一	一・五		一		一	一		一
	二・五	二・五		二	三		一・五		三	三		三・五
大阪湾及びこの流入水を排出するものは、六とす。		大阪湾及びこの流入水を排出するものは、七・五とす。		大阪湾及びこの流入水を排出するものは、四・五とす。		大阪湾及びこの流入水を排出するものは、八とす。		大阪湾及びこの流入水を排出するものは、五とす。		大阪湾及びこの流入水を排出するものは、七・五とす。		

(略)	四七	配合飼料製造業	二	三	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二とする。	
	四六	インスタントコーヒ製造業	二・五	三・五	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、三とする。	
	(略)	果実酒製造業	一・五	二・五	一	二	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二・五とする。	
	(略)	三九	冷凍調理食品製造業	四	八	一	四	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(1)の値は、八・五とする。及び(2)の値は、四・五とする。
	(略)	三八	あん類製造業	三・五	八	一	四	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(1)の値は、九とする。
	(略)	三四	穀類でんぷん製造業	三	五・五	一・五	三	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(1)の値は、六・五とする。
(略)	二九	パン・菓子製造業(整理番号二五の項から前項までの掲げるものを除く)	三	六	一・五	二・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、三とする。	
(略)	二八	米菓製造業	三	七・五	一・五	二・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、四・五とする。	

(略)	四七	配合飼料製造業	二	三	一	二		
	四六	インスタントコーヒ製造業	二・五	三・五	一	三		
	(略)	果実酒製造業	一・五	二・五	一	二・五		
	(略)	三九	冷凍調理食品製造業	四	八・五	一	四・五	
	(略)	三八	あん類製造業	三・五	九	一	四	
	(略)	三四	穀類でんぷん製造業	三	六・五	一・五	三	
(略)	二九	パン・菓子製造業(整理番号二五の項から前項までの掲げるものを除く)	三	六	一・五	三		
(略)	二八	米菓製造業	三	七・五	一・五	四・五		



(略)	二七	二六	(略)	二四	(略)	一〇八	一〇七
	発酵工業	メタン誘導品製造業		石油化学系基礎製品製造業(整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く)		無機化学工業製品(整理番号一〇五の項から前項までに掲げるものを除く)	無機顔料製造業
	一・五	二		一		一	一
	二・五	三		一・五		二	二
	一	一		一		一	一
	一・五	一・五		一・五		一・五	一・五
	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(一)の値は三とする。	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(二)の値は二とする。	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(一)の値は二・五とする。	(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものを除く。(二) 第三欄(一)の値は、二・五とする。	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(一)の値は三とする。		

(略)	二七	二六	(略)	二四	(略)	一〇八	一〇七
	発酵工業	メタン誘導品製造業		石油化学系基礎製品製造業(整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く)		無機化学工業製品(整理番号一〇五の項から前項までに掲げるものを除く)	無機顔料製造業
	一・五	二		一		一	一
	三	三		二・五		二・五	三
	一	一		一		一	一
	一・五	二		一・五		一・五	一・五
				りん及びりん化合物製造工程に於ては、第三欄(一)の値は、二・四〇とする。			

二九	(略)	二三	二二	二〇	二九
塗料製造業		有機化学工業製品 製造業(整理番号 〇九の項から前 項までに掲げるも のを除く)	合成ゴム製造業	プラスチック製造業	環式中間物・合成 染料・有機顔料製 造業
一・五		一・五	一・五	一	一・五
二・五		五	二・五	二	三・五
一		一	一	一	一
一・五		二	一・五	一・五	一・五
大阪湾及びこれに流入する水の排出は、第三欄(1)の値とする。	(一)大阪湾及びこれに流入する水の排出は、第三欄(1)の値とする。	(一)有機化学工業製品製造業(整理番号〇九の項から前項までに掲げるものを除く)並びに第三欄(1)の値は、及び(二)五とされる。	大阪湾及びこれに流入する水の排出は、第三欄(1)の値とする。	大阪湾及びこれに流入する水の排出は、第三欄(1)の値とする。	(一)環式中間物・合成染料・有機顔料製造業並びに(二)第三欄(1)の値は、及び(三)五とされる。

二九	(略)	二三	二二	二〇	二九
塗料製造業		有機化学工業製品 製造業(整理番号 〇九の項から前 項までに掲げるも のを除く)	合成ゴム製造業	プラスチック製造業	環式中間物・合成 染料・有機顔料製 造業
一・五		一・五	一・五	一	一・五
三		五	三・五	三	三・五
一		一	一	一	一
一・五		二	二	一・五	一・五
大阪湾及びこれに流入する水の排出は、第三欄(1)の値とする。	(一)大阪湾及びこれに流入する水の排出は、第三欄(1)の値とする。	(一)有機化学工業製品製造業(整理番号〇九の項から前項までに掲げるものを除く)並びに第三欄(1)の値は、及び(二)一六とする。	大阪湾及びこれに流入する水の排出は、第三欄(1)の値とする。	大阪湾及びこれに流入する水の排出は、第三欄(1)の値とする。	(一)環式中間物・合成染料・有機顔料製造業並びに(二)第三欄(1)の値は、及び(三)四とされる。

一五一	自動車タイヤ・チューブ製造業	一・五	二・五	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(2)の値は、二とする。
一四九	コークス製造業	一	一・五	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、二とする。
一四二	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む)	二	三・五	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(2)の値は、二とする。
一三九	香料製造業(前項に掲げるものを除く)	二	三	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、三・五とする。
一三八	合成香料製造業	二	三	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、三・五とする。
一三三	医薬品製剤製造業	一	二	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、二・五とする。
一三二	医薬品原薬・製剤製造業	一・五	四	一	一・五	(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、二とする。 (二) 医薬品原薬製造工程(りん又はその化合物を原料として使用するものに限り)に於けるものは、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ八・五とする。

一五一	自動車タイヤ・チューブ製造業	一・五	二・五	一	二	
一四九	コークス製造業	一	二	一	一・五	
一四二	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む)	二	三・五	一	二	
一三九	香料製造業(前項に掲げるものを除く)	二	三・五	一	二	
一三八	合成香料製造業	二	三・五	一	二	
一三三	医薬品製剤製造業	一	二・五	一	一・五	
一三二	医薬品原薬・製剤製造業	一・五	六	一	一・五	医薬品原薬製造工程(りん又はその化合物を原料として使用するものに限り)に於けるものは、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ八・五とする。







二〇九	二〇八	(略)	二〇六
下水道業	ガス製造工場		輸送用機械器具製造業
—	二		—
三	三		四
—	—		—
二・五	三		二
(一)は出入水の大坂湾及び此の区域に排水する公共用水の排出に係り、(二)は、(一)に掲げるものに、(三)に掲げるものを除く。	大坂湾及び此の区域に排水する公共用水の排出に係り、(二)は、(一)に掲げるものに、(三)に掲げるものを除く。	(一)は、(一)に掲げるものに、(二)に掲げるものを除く。	(一)は、(一)に掲げるものに、(二)に掲げるものを除く。

二〇九	二〇八	(略)	二〇六
下水道業	ガス製造工場		輸送用機械器具製造業
—	二		—
四	四・五		四
—	—		—
四	三・五		二
			(一)は、(一)に掲げるものに、(二)に掲げるものを除く。

(略)	二二九	(略)	二二五	(略)	
	自動車整備業		リネンサプライ業		
	二・五		二・五		
	四・五		八		
	二		一		
	三		四・五		
					<p>(一) 他標準活性汚泥法その      中これより高度に下水      の法より高度に下水を      法により除去できる方      を含む(高濃度を多量      に受け入れる)処理す      るもの(高濃度を多量      の第三欄(1)及び(2)に      (1)の値は、二とする</p> <p>(二) 他標準活性汚泥法その      中これより高度に下水      の法より高度に下水を      法により除去できる方      を含む(高濃度を多量      に受け入れる)処理す      るもの(高濃度を多量      の第三欄(1)及び(2)に      (1)の値は、二とする</p> <p>(三) 高濃度のりんを含む      入る(標準活性汚泥法      の)これと同程度に下      中これより除去できる      方により下水を処理す      るもの(限る)に      (1)の値は、三とする</p> <p>(四) 高濃度のりんを含む      入る(標準活性汚泥法      の)これと同程度に下      中これより除去できる      方により下水を処理す      るもの(限る)に      (1)の値は、三とする</p> <p>(五) 高濃度のりんを含む      入る(標準活性汚泥法      の)これと同程度に下      中これより除去できる      方により下水を処理す      るもの(限る)に      (1)の値は、三とする</p>
					<p>大阪湾及びこれに流入す      る公共用水域に排出水      の排出するものに係      るものは、五とする</p> <p>大阪湾及びこれに流入す      る公共用水域に排出水      の排出するものに係      るものは、五とする</p> <p>大阪湾及びこれに流入す      る公共用水域に排出水      の排出するものに係      るものは、五とする</p>

(略)	二二九	(略)	二二五	(略)	
	自動車整備業		リネンサプライ業		
	二・五		二・五		
	五		八		
	二		一		
	三		五		
					<p>(一) 他標準活性汚泥法その      中これより高度に下水      の法より高度に下水を      法により除去できる方      を含む(高濃度を多量      に受け入れる)処理す      るもの(高濃度を多量      の第三欄(1)及び(2)に      (1)の値は、二とする</p> <p>(二) 高濃度のりんを含む      入る(標準活性汚泥法      の)これと同程度に下      中これより除去できる      方により下水を処理す      るもの(限る)に      (1)の値は、三とする</p> <p>(三) 高濃度のりんを含む      入る(標準活性汚泥法      の)これと同程度に下      中これより除去できる      方により下水を処理す      るもの(限る)に      (1)の値は、三とする</p> <p>(四) 高濃度のりんを含む      入る(標準活性汚泥法      の)これと同程度に下      中これより除去できる      方により下水を処理す      るもの(限る)に      (1)の値は、三とする</p> <p>(五) 高濃度のりんを含む      入る(標準活性汚泥法      の)これと同程度に下      中これより除去できる      方により下水を処理す      るもの(限る)に      (1)の値は、三とする</p>
					<p>大阪湾及びこれに流入す      る公共用水域に排出水      の排出するものに係      るものは、五とする</p> <p>大阪湾及びこれに流入す      る公共用水域に排出水      の排出するものに係      るものは、五とする</p> <p>大阪湾及びこれに流入す      る公共用水域に排出水      の排出するものに係      るものは、五とする</p>

<p style="text-align: right;">三三三</p> <p>る人〇処法に十基し じ以下一理に規二準尿 の以人対より定条法浄 の以上象算する第施化 の五員定算項令一槽 に〇がし定令八行槽 限〇二た方表三(建 築)</p>	<p style="text-align: right;">三三三</p> <p>限一た方表三三和基し る人処法に十百二尿 じ以下一理に規二準尿 の以人対より定条法浄 の以上象算する第施化 の五員定算項令一槽 に〇がし定令八行槽 限〇二た方表三(建 築)</p>
<p style="text-align: center;">二</p>	<p style="text-align: center;">二</p>
<p style="text-align: center;">八</p>	<p style="text-align: center;">八</p>
<p style="text-align: center;">一</p>	<p style="text-align: center;">一</p>
<p style="text-align: center;">三</p>	<p style="text-align: center;">三</p>
<p>(一) 出入 大阪湾及びこれに 排水を排出するものに 係するもの(二)に掲げ は、第二欄(二)の値は、 五とする。</p> <p>(二) 又は第二欄に規定する 第三十二条第三項施行 号第三十二条第三項 基浄化槽より高度の上 尿浄化槽より高度の上 き処理するもの(三)に 処理するもの(三)に掲 あつては、第三欄(一) 及び(二)の値は、三 五とする。</p>	<p>(一) 出入 大阪湾及びこれに 排水を排出するものに 係するもの(二)に掲げ は、第三欄(二)の値は、 四とする。</p> <p>(二) 又は第二欄に規定する 第三十二条第三項施行 号第三十二条第三項 基浄化槽より高度の上 尿浄化槽より高度の上 き処理するもの(三)に 処理するもの(三)に掲 あつては、第三欄(一) 及び(二)の値は、三 二とする。</p> <p>(三) 又は第二欄に規定する 第三十二条第三項施行 号第三十二条第三項 基浄化槽より高度の上 尿浄化槽より高度の上 き処理するもの(三)に 処理するもの(三)に掲 あつては、第三欄(一) 及び(二)の値は、三 二とする。</p>
<p style="text-align: right;">三三三</p>	<p style="text-align: right;">三三三</p>
<p>る人〇処法に十基し じ以下一理に規二準尿 の以人対より定条法浄 の以上象算する第施化 の五員定算項令一槽 に〇がし定令八行槽 限〇二た方表三(建 築)</p>	<p>限一た方表三三和基し る人処法に十百二尿 じ以下一理に規二準尿 の以人対より定条法浄 の以上象算する第施化 の五員定算項令一槽 に〇がし定令八行槽 限〇二た方表三(建 築)</p>
<p style="text-align: center;">二</p>	<p style="text-align: center;">二</p>
<p style="text-align: center;">八</p>	<p style="text-align: center;">八</p>
<p style="text-align: center;">一</p>	<p style="text-align: center;">一</p>
<p style="text-align: center;">五</p>	<p style="text-align: center;">四</p>
<p>とぞ並て尿が高す二建第 すれびはをが度構は二条第 る一に 処でに造技第基欄 。(2)第理きしの術三準に 三(三)する尿の上項法規 の欄の方を尿の第施定 五値(1)も法処浄基二行 は(イ)のに化準号令る 三 及による槽をに第表 ・そびありる満規三又 五れ(三)つこりた定十</p>	<p>とぞ並て尿が高す二建第 すれびはをが度構は二条第 る一に 処でに造技第基欄 。(2)第理きしの術三準に 三(三)する尿の上項法規 の欄の方を尿の第施定 五値(1)も法処浄基二行 は(イ)のに化準号令る 三 及による槽をに第表 ・そびありる満規三又 五れ(三)つこりた定十</p>



逆とじ